

規制の事前評価書

政策の名称	継続企業の前提に関する注記規定の改正(四半期・中間)	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線3672) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年5月18日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】</p> <p>国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性を高めるため、平成21年4月20日に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第27号)(年度の財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」に係る規定を改正するもの)が公布、施行されたこと等を踏まえ、四半期財務諸表等規則等についても一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(四半期財務諸表等規則)等の改正</p> <p>従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めることとするための改正を行う。</p> <p>2. 企業内容等の開示に関する内閣府令(企業内容等開示府令)の改正</p> <p>四半期報告書及び半期報告書(開示書類)の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、重要事象等(将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象)が存在する場合には、その旨、その内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策に係る記載を求めることとするための改正を行う。(従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じるようなときにも、これらの記載が求められることになる。)</p> <p>3. その他内閣府令の改正</p> <p>上記改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令について、所要の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	四半期財務諸表等規則第21条(継続企業の前提に関する注記)、中間財務諸表等規則第5条の18(継続企業の前提に関する注記)、企業内容等開示府令第4号の三様式記載上の注意(事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)、銀行法施行規則第19条の2及び第19条の3(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第34条の26(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、別紙様式第一号記載上の注意(継続企業の前提)外
想定される代替案	金融商品取引法における開示について、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースについて、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースも含め、開示書類の「事業等のリスク」等において特に重要事象等に係る記載を求めない(継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められないときは、開示は行われない)。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	<p>制度導入当初、提出会社が改正後の四半期財務諸表等規則等及び企業内容等開示府令に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p>
	(行政費用)	—
(その他の社会的費用)	—	<p>従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがある。</p>
規制の便益	便益の要素	
	<p>国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性が高まり、国際会計基準により作成された財務書類等との比較可能性が向上することから、投資家の利便性に資すると考えられる。</p>	
	<p>「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられる。</p>	
<p>企業にとっても、「事業等のリスク」等として、重要事象等がある場合にその内容や対応策等を開示することは、アカウントビリティの観点から望ましいと考えられる。</p>		代替案の場合
<p>「継続企業の前提に関する注記」については、国際会計基準(国際監査基準)との整合性が高まると考えられる。</p>		<p>—</p>
<p>—</p>		—
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析</p> <p>本案では、制度導入当初、改正後の四半期財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成するために必要な事務コストが発生するおそれがあるものの、国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性が高まることにより、財務書類等との比較可能性が向上し、かつ、「事業等のリスク」等における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられることなどから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2)代替案との比較</p> <p>代替案によると、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	企業会計審議会(監査部会)において審議(平成21年5月14日)。	
レビューを行う時期又は条件	国際会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		